



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	クリナップ株式会社	
代表者	代表取締役社長	井上 強一
(コード番号	7955)	
問合せ責任者	取締役兼常務執行役員	島崎 憲夫
(TEL	03-3894-4771)	

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず適切な人材を確保できるよう、並びに会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内において免除できる旨の規定、並びに当社と取締役（業務執行取締役である者を除く）、監査役及び会計監査人との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 26 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ②上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

- ③その他文言の変更等、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日

以 上

(下線は変更部分を表します)

現 行 定 款		変 更 案	
(員数) 第18条	(条文省略)	(取締役の員数) 第18条	(現行どおり)
(選任) 第19条	(条文省略)	(取締役の選任) 第19条	(現行どおり)
(任期) 第20条	(条文省略)	(取締役の任期) 第20条	(現行どおり)
(招集) 第22条	(条文省略)	(取締役会の招集) 第22条	(現行どおり)
(報酬) 第25条	(条文省略)	(取締役の報酬) 第25条	(現行どおり)
	(新 設)	(取締役の責任免除) 第26条	当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第26条	(条文省略)	第27条	(現行どおり)
(員数) 第27条	(条文省略)	(監査役の員数) 第28条	(現行どおり)
(選任) 第28条	(条文省略)	(監査役の選任) 第29条	(現行どおり)
(任期) 第29条	(条文省略)	(監査役の任期) 第30条	(現行どおり)
第30条	(条文省略)	第31条	(現行どおり)
(招集) 第31条	(条文省略)	(監査役会の招集) 第32条	(現行どおり)
第32条	(条文省略)	第33条	(現行どおり)
(報酬) 第33条	(条文省略)	(監査役の報酬) 第34条	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第35条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第40条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>